

平成21年5月29日提出

平成21年5月市議会臨時会議案

白 河 市

議案第 69 号

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成 17 年白河市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 7 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

この条例は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

平成 21 年 5 月 29 日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第70号

白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例

白河市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年白河市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

平成21年5月29日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 7 1 号

白河市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例の一部を改正する条例

白河市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 1 7 年白河市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 4 平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当に関する第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 6 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 4 5」とする。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。

平成 2 1 年 5 月 2 9 日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

白河市職員の給与に関する条例（平成17年白河市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 11 平成21年6月に支給する期末手当に関する第21条の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

（平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- 12 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

平成21年5月29日提出

白河市長 鈴木和夫